

支署とする必要があるので、その設置について、地方自治法第百五十六

条第六項の規定に基き、国会の承認を求める。

新設する税關の支局

範 域	管 轄	位 置	支 署 名
函 館 宮 古 宮古市	大 阪 宮 津 宮津市	神 戶 松 山 松山市	愛媛縣のうち 松山市 八幡浜市 宇和島市 大洲市
佐 伯 佐伯市	大 分 県 のうち 佐伯市 竹田市 南海部郡 中郡 竹野郡 熊野 直入郡	伊予市 上浮穴郡 温泉郡 伊予郡 喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北宇和 郡 南宇和郡	伊予市 上浮穴郡 温泉郡 伊予郡 喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北宇和 郡 南宇和郡
岩 手 県 岩手郡 盛岡市 富古市	大 野 郡 下閉伊郡	京都府のうち 宮津市 与謝郡 中郡 竹野郡 熊野 大分縣のうち 佐伯市 竹田市 南海部郡 中郡 竹野郡 熊野 直入郡	京都府のうち 宮津市 与謝郡 中郡 竹野郡 熊野 大分縣のうち 佐伯市 竹田市 南海部郡 中郡 竹野郡 熊野 直入郡
紫 波 郡			

備

落止する税界の出張所

所轄税関	出張所名	位置
神戸	今治税關支署松山出張所	松山市
大阪	舞鶴税關支署宮津出張所	宮津市
函館	釜石税關支署佐伯出張所	佐伯市
門司	津久見税關支署宮古出張所	宮古市

○足立政府委員　ただいま議題となりました資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金特別会計の收支の不均衡を緩和するために、昭和二十七年四月貯金運用部預託金利率の特例に係る法律が施行されまして、同年度以降分の間の措置として、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金で約定期限が五年以上のものに対しては、資金運用部資金法に規定する年五分五厘の利子のほかに、年一分以下の範囲

で毎年度遞減するような特別利子を付することとし、その特別利子の利率は政令で定めることとしたしました。この特別利子の利率は、二十七年度は八厘、二十八年度は九厘、二十九年度は六厘とし、毎年度一厘ずつ遞減させて参りましたが、この昭和三十年八月一日よりまた、二十八年度は九厘、二十九年度は八厘、三十年度は七厘、三十一年度は六厘とし、毎年度一厘ずつ遞減させて参りましたが、この昭和三十年八月一日よりまた、資金運用部資金法の改正により、新たに約定期間七年以上のものが設けられ、これに対し年六分の利子を付すこととなりましたので、これに伴いまして特別利子の定め方を改め、約定期間七年以上のものに対しては、三十一年度は二厘、三十二年度は一厘といたしました。従って三十一年度は約定期間五年以上七年未満のものに対しては、資金運用部資金法の中に定める年五分五厘のほか、六厘の特別利率により利子を付し、約定期間五年以上のものに対する特別の利率による利子を付さないことをいたしました。以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成をおあらんことをお願ひ申し上げます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関する國会の承認を求めるの件について、し国会の承認を求めるの件について、提案の理由を御説明いたしました。

今回税関の支署としようとすると神戸税關今治税關支署松山出張所外三出張所において取り扱う最近の貿易実績は、いずれも港湾設備及び背戸産業需給の立地条件に恵まれ、飛躍的な増加を示すとともに、将来の伸展が大いに期待されているところであります。これらをともに将来の伸展が大いに期待されるとともに、税関支署として独立性を賦与し、開港法の規定に基く税関長の権限を委任すれば、現地における税關業務をさらに迅速かつ、円滑に処理することができる、税關行政遂行上官兵ともに大いに便益を受け得ることになりますので、その設置に関し、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づきまして本件を提案した次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成をあらんことを希望いたします。

○山本委員長 これにて提案理由の説明は終りました。

両案件に対する質疑は後日譲ることといたします。

○山本委員長 異議ないものと認めます。よって本法律案は全会一致をもつて原案通り可決をいたしました。

この際お諮りをいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によつて委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○山本委員長 次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として質疑に入ります。横錢重吉君。

○横錢委員 補助金等の臨時特例に関しては、昨年も一年間の延長を行なつたわけです。昨年の場合においても、われわれとしては、この特例を出して抑えることは地方行政に対し影響するところが大である、従つてこの延長は行うべきでない、こういうふうな意味から、本委員会においてもこれに反対いたしたわけですが、さらにまたこれを一年間延長しよろ。その一部には国立公園法と、一点だけ除かれましたものもありますが、これをさらによろしくお尋ねいたしました。

方から、これこれの仕事を行うならば、これだけの補助金を出す、こういふうなことで、地方に対してもこれを主流していると思うのです。そういうような契約の上に立って、いろいろな仕事ができてきている。それをあとから、今度國の方の都合でこの補助金を出すことはできない。特例法という法律を出したのだから、これは公けの考え方だ、こういうようなことを言ひけれども、しかしながら、これを行なつてきた経過、法律の精神、そういうふうなものから見たならば、出すということは約束の上に行なつて、あとになつてこれを出さない、あるいはまた、ここではそりではないけれども、全般的に行われているのは、三分の一の補助であつたものを三分の一にしてしまふ。あるいは三分の一を四分の一に減らしてしまふ、こういふうなことを、國の方の都會でどんどんやらせていくわけです。こういふうなことは、大きくなれば、これは契約違反、契約不履行である、そういうふうなことが行われたならば、重大な問題だと思います。こういふうなことが、もしも國の方で契約不履行をしてそれで通るのであったならば、今度國の方がこれこれの仕事をやれ、補助金はこれだけ出すということをやつたとしても、府県の方はこれを受けないと、いうふうな態度に出た場合には、國と地方を貫く行政といらものは麻痺してしまふだろう、どこかで行われなくなつてしまふ、こういふうなことを憂えるのであって、これに關して相当責任があるのではないか。

中央と地方を通じまして、これが安定した姿でもって行われていくことがもちろん必要なことでござります。それらの点につきましては、私どもも十分考えておりまして、決して事を輕々に運ぶというつもりでやつておるわけではありません。なお、ここで御審議をお願いしております分につきましても、決してそういうようなことからおろそかに考えておつたわけでもございませんし、また国の財政の都合によりまして、地方に渡すべき金を節約するということを考えましてやつた趣旨でもございませんことは、今宮川次長からお答え申し上げました通りでござります。それから補助金にもいろいろござります。従いまして、この補助金の整理、合理化という仕事が非常に大事業でございまして、一朝一夕に解決いたしません。徐々に進めていかなければならぬという事情にあるわけであります。何分にもいろいろな補助金がござります。しかしながら全体を通じまして、いわば奨励的な補助金といふものにつきましては、一定の年限がたちまして、これはもちろん地方公共の業務に関するものでございます。これが地方公共団体におきまして通常の業務として慣習いたしました場合には、その補助金という制度は要らなくなるわけであります。そのかわり、本来の地方の財源といたしましてこれが提供されるということが好ましいことだと存じます。そういうふうな大きな理由によります分につきまして、補助金を徐々に地方の固有財源に切りかえて参るというような考え方でやつておるのをございます。なお國といたしまして

は、やはりその財力の許す限り、常に地方行政の向上ということを考えなければならぬということはもちろんであります。その意味におきまして、公民館あたりにつきましても、よくその実情を調べまして、現在におきましては、ほとんど大部分が地方でお出しになっております。ごく名目的な三万とか五万というような金が、補助金として一定の煩瑣な手続を経まして出されると考えます。ただし、新規にこれ建てるというものにつきましては、これらのは、おおむね地方の経営的な業務としてすでに慣熟に近くなつたものと見えます。これは新しい出費でございます。将來に対するいろいろな負担もございまして、これらにつきましては、地方におきましても、なかなか踏み切りがつかないというような点がお感じされるわけでございます。従いまして、この法律におきまして、従来は事実上の措置でやつておりました設置初度費的な補助につきましては、関係の補助を適に高めておりまして、本年度あたりにおきましても、公民館あたりは、そういうよくな見地々々から、むしろそれらの設備の予算をふやしておるのをございます。もちろん予算をふやまして、あとで経営ができるようなことは、これは地方財政として第2でございます。御質問の点は、それの点をよくかみ合せまして処理いたすつましては、地方財政需要の面におきまして、十分にその財源は考へておる次第でございます。この法律に盛られておる分につきましては、それの

○横錢委員 契約不履行の点について。
○中尾政府委員 今、契約不履行といふ点でござりますが、これは、御趣旨の点を実はちよと取り違えまして、失礼しました。今の獎勵的な意味で補助金を出しておるものでござりますから、習熟いたしました曉には、本来の財源、これを充実いたしまして、これももちろん國の措置として充実いたすわけであります。それに持っていくところことで、だんだんに転換して参るという精神から、これは許されるものと存しております。なお、これはおそらく御質問の趣旨でないと存じます。が、契約といふ面で申し上げまするならば、補助金は、これを交付決定といふ一定の措置がござります。その際に交付決定をいたしますると、そこで初めて、すでに地方の債権、國の債務になつております分をこの法律でもつてこわすといふようなことは、決していたしておりませんので、今後交付決定をいたします分の適用を見る法律であります。それらの交付決定をいたしまして、すでに地方の債権、國の債務になつております分をこの法律でもつて反的な、話が途中で違う、それでは地方としてもどうにもこうにもならぬであります。従いまして、形式的なそいぢう狭い意味の契約違反といふ關係は全然出て参りません。また實際におきまして、長く見ましても決して契約違反はないかと、いふような事態になるようなことはいたしておりません。御了承を願います。

です。今のおあなたの意見を聞いておら
が発生する、しない場合には出ないの
だ、従つて、これでこの法律を通すな
らば、出さなくてもいいのだから契約
不履行にならぬ、こういうふうな論旨
の上に立つておると思うのですが、問
題はそりやないと思う。そりやな
くて、これこれの仕事をやるのにほこ
の補助金を出すということを、一番初
めには話をしておるわけです。それに
基いて、府県でどんどん公民館もや
る、産婆教育もやる、ここにあるような
ものをどしどしあとやらせるわけです。
地方の方では、今度地方の当局の中で
予算をとる、あるいはまた地方の議会
を通して、その場合には、この仕事をや
るならば、これには國の方から何分の
一の補助金があるのだから、従つて実
施したいといひので、補助金を理由と
して大体通しておる。この場合には、
一年なり二年なり補助金を通していく
といふと、これは毎年出るといふこと
が、当然の國と地方との約束といひう
か、そういうことになつてくると思う。
そこへきて、三年なり五年なりたつた
ときには、これは獎勵的なものだから打
ち切る、これは、國の手といひものを
離れて独自でやらなければならぬの
だ。それならば、これは初めから本法
におきまして、そういうふうな考え方
を持つが、そうでなければ、これをや
らせるときには年間の期限付とか、初
めからそういうような約束の上に立つ
て仕事をさせるべきだ。それを無期限
なものだ。特に切られるものが各

省 各府県の各部において強いものならば、これをどこからでも穴埋めすることができるのだ。しかしながら、國の方でも、切る場合には、おそらく一番末端行政のような小さなものを切る。従つて、府県の方においても、こういうふうなものはやはり勢力が弱い。従つて、國の方から切られたものは、これらの費用はとるところがなくなつてしまふ。こういうふうな関係から、今の國のとつておる、こういうような途中になつて臨時特例を出して制限をしてしまう、その制限したことがあつた予算の節約である、また補助金の額があまりに署細に過ぎるといふよくなこと、零細に過ぎるならば、これはよけい出してもよい、あまり少くて仕事にならぬといふことが、今あなたの述べられた中に出でてきておりますが、あまり額が少いなら、この額をもう少し上げたらい、そういうふうな逆の考え方の方が、今日の情勢の中では私は要求されておると思うのです。従つて、この法律に基いて仕事をさせてきて、これに対するところの義務観念といふものがはなはだ欠けているのじゃないか。この点を根本的に直さなければ、今日の國家財政と地方財政との一体化、これによるところの緊密な行政効果を上げるといふことがむずかしいでないか、こういうふうに考えます。

務でありまして、地方公共団体も地主公共事務を実施していくべき建前がござります。しかし、本来が地方の公共事務の財源によりまして、自分たちの納稅で、地方議会の議決を経まして、住民の批判を受けながらこれを運営していくといふものが、その自分たちが眞學的財源といふものは、その途中におきましても、そこへ順々に持つていくべき姿に持つておらうと思いますが、その途中におきましても、それをして補助金をやめた、一般財源に振り切るといふことをいたしまして、当該行政が萎縮するということをおそらく制度の本質であります。そこへ順々に持つていくべき姿に持つておらうと思いますが、その途中におきましても、それらの事情はよく考えまして、実情をながめまして、この法律を立案いたしてございます。従つて、これらの法律の各条項にございます補助金につきまして、それらの措置を講じましたものにつきましては、隨時この実情をながめまして、これによつてかえつて行き過ぎにならぬかどうかという点は、調べておる次第でございます。補助金の法律も、これは施行いたしまして数年になりますけれども、その間におきまして、今御指摘がございましたような御懸念の点はまだ認められませんので、その点につきましては御心配はない、こういうふうに考えております。何分にも補助金の整理合理化と申しますのは、先ほどお話をございましたように、決して國の支出を節約するという趣旨からのみ出ておるものではございません。地方で負担すべきものは地方で負担することであります。そういうことをやつ

るけれども、國と地方との今日の關係は、ほんと一体化してゐる。私はこれに問題があると思うのです。従て、こういふな關係でなかつたらば、こういう臨時特例を出すことを切つこうであるけれども、こういうな今日の仕組みをしておいてこれを出すことは、これは大企業と中小企业的關係のようなもので、大企業がなくなつてくると、中小企業に出すのを切つて自己だけが生き延びようとしておいて、苦しくなつくると、県に出すものを切つていく、こうい独善的な考え方が、わずか十九億でそれけれども、この中にやっぱりひそでいる。従つて、この点を根本的にさなければいけないのではないか、ういうふうにわれわれは感じたわけす。

この關係もふを業界もつたときに、直さんあううで自然地のとくとく走定安はのとくとくに危もとて、補助金としてのあり方をいかで、特例法という異例な規定の仕立てでござりますけれども、一年間さらに長して、もう少し時をかしていただけでございまして、そういう点も勘案して、政運営、行政運営がいたしがたいとおもふ面も隨時出て参つておるような理由でございまして、そういう点も勘案しておるところから提案いたしておるが、ような念願から提案いたしておる第でござりますから、その点御了承を希望いくかということを恒久化するといたいと思います。

○横錢委員 まだ質問が残つておりますが、残余の点は、大臣が見えられましたので、大臣に対する質問者があまするから、これで一応打ち切つてきます。

○山本委員長 引き続いて質問の通がござります。神田大作君。

なお神田君にお願い申し上げまが、大臣は參議院の方で一時から要があるそらであります。従つて、なべく質問は大臣中心におやりいただきたいことを希望いたします。

○神田(大)委員 食糧管理特別会計の一部改正に関する法律案に關しまして、大臣に二、三御質問を申し上げます。

まず第一に、食管会計の問題につましては、いろいろと議論がされたありますけれども、食管会計そののがまことに漠然としておりまして、われわれも非常に理解しにくいのですが、それとも、こういう漠然としている食管会計を明るみに出して、民に納得をしてもらいためにどうい方法をとろうとしているか、お尋ねをし上げます。

○池田国務大臣 現品その他ございまして、非常にむずかしいのですございます。ことに最近のうちに、食管会計におきましては、価格安定法の規定に基づきまする措置もいたしております。ことに外米の方でも、一時難がれました黄変米もまだ相当残つてゐるわけでござりまするし、なかなかわざりにくいくらいが多いのでございます。また外米の方でも、政府におきましては、先般食管会計の合理化をはかるために特別調査会を設置いたしまして、再検討し、わかりやすいよう内内容を十分洗つてみて、今後この措置をとりたいという考え方で進んでおります。

○神田(大)委員 食管会計の特別調査会を作つて、食管会計について御調査をするような話でありますけれども、私は、調査会を作ること自体はけつこうなことであらうと思うのです。しかしながら、聞くところによりますと、この調査会は、政府が一応学識経験者といふやうな者を任命して、内閣の諮詢機関として設置するといふやうなことになりますけれども、これでは、ときの政府の意向に従つて調査することになりはしないかということを危惧するのでござりますけれども、そちら点はどうお考えになりますか。

○池田国務大臣 学識経験者で適當な人をお選びして、政府の方針をきめますることを作つていただきたい。こうするもとを考えでございます。政府が押しつけるといふやうなことはないと思いま

○神田(大)委員 政党関係、あるいは衆参両議員の中には、食管会計について相当の学識を持つていてる方もたくさんあると思うのでござりますけれども、そういう方をこの調査会に入れることは必要と思いますけれども、いかがでございましょう。

○池田国務大臣 ただいまのところは、国会議員の方はお入れしない方針と聞いております。政府の方で、一応学識経験者を選んで検討していただく。そして、国会は国会の方で別個の立場から御検討なさることと思らうであります。

○神田(大)委員 国会議員を入れないといふようなことでござりますけれども、そうなりますと、大臣とか食糧庁の官僚という人たちの影響が非常に多くて、複雑な食管会計にほんとうにメスを下して明るみに出すといふ仕事が、妨げられるおそれがあるのでなかなかうかと思うのでございますけれども、そういう危惧はありませんか。

○池田国務大臣 そういう点は、いずれ国会で御審議願うことでござりますから、私は一応学識経験者の方でやつてけつこうじゃないかと思います。聞くところによりますと、自由民主党の方では、また別個に作っておやりになりますか。

○神田(大)委員 聞くところによりますと、この調査会の議事を秘密会にして、公表しないでやるということを聞いておりますけれども、そういう意図がありますか。

○池田国務大臣 私はそういうことを聞き及んでおりません。

○神田(大)委員 大臣は、これを公開にして国民に公表する意思を持つておられますか。

○池田国務大臣 結果につきまして公表することが望ましいのでございま
す。これは、もちろん公表することに
なると思います。

○神田(大)委員 調査会の結果を待つ
までもなく、食管会計に対しましては、食糧局において多數の人たちがそ
れに従事しており、あるいは大蔵省等
におきましても、これを監督しておる
のをございますから、調査会においては、食管会計の制度そのものをどうす
るとか、あるいは赤字をどうするとか
いうような問題は問題になるだらうけ
れども、数字そのものについて、ある
いは複雑さそのものについての数字的
な根拠というものは、現在おわかりだ
と思うのでござりますけれども、こう
いう問題について白書というようなも
のを出して、赤字の原因を発表しても
らいたいと思うのでござりますけれど
も、そういう意思がありますか。

○池田国務大臣 これは調査会の職務
でございまして、今大蔵大臣として、
とやこう申し上げる段階ではないと思
います。しかしいずれにいたしまして
も、食管の合理化の検討でござります
から、いろいろな点が論議せられまし
て、そうして、これは発表した方がい
いということをお考えになれば、そり
いうふうになると私は想像いたしてお
ります。

○井上委員 関連して。ただいまの御
答弁で、非常に重要な問題であります
から伺つておきますが、大蔵大臣は、
食管制度特別調査会を設置するに当つ
て、何か国会の方ではこの結果につい
て御審議を願つた方がいい、こういう
お話をございます。ところで、調査会
なるものは内閣に設置する、そらし

て、これは何ら法的根拠のない結論大
臣の諸商機関になるというものであります。その結果を国会で審議すると申しましても、国会の審議の対象になりますのは、それからさるに米価審議会にこの結論がかけられて、米価審議会がどういう結論を出すかということになりました。初めて国会の審議の対象にならうと思うのです。そこで、私はこの際大臣に伺つておきたいのです。が、われわれは、少くとも年間の予算を対象にして審議いたします場合、この予算是、国民生活の基礎になります。米価なり賃金なりといふものはなんばで一休押えられておるか、この米価、賃金は年間にどう動くか動かないのか、ということが、一つの重要な根拠になつておるのであります。その結果、物価はどう動くか、国際取扱はどう動くかといふ一つの見通しを立て、政府の予算編成方針の方向といふもののが大体正しいか正しくないかといつての結論を下すのであります。ところが本年の予算では、一応米価は上げないと、いふ前提に立つて組まれておりますけれども、しかし先般來、予算委員会その他において政府の答弁を聞いておられますと、三十二年度消費者米価は特別調査会の結論を待つてきめる、こう言ふのであります。そらなると、そのには、ただいまの予算といふものに大きな影響をもたらしてくると私は見ておるわけです。それと同時に、どうも大蔵大臣なり政府の考え方の中には、この特別調査会は、一つの米価値上げを合理化せんがための機関ではないか

ということを私ども強く感ずるのあります。ただいま質問者の伺つておる点を開きましても、一体その調査会の委員はどういうメンバーを予定しておるかということになりますと、おそらく政府の方では、学識経験者、広く有識者を集めるという抽象的な御答弁でございましょうけれども、私どもが想定するのにには、おそらく食管会計を独立採算制でつじつまとが合うつきりした会計に立て直すことを念願する人々を集めるのでないか、こう私どもには考えられ得る。具体的に申しますてはなはだ失礼でありますけれども、たとえすでに予定されておるところの東畑精一氏が、この特別調査会の会長になるということを井出農林大臣は発表している。東畑氏は、すでに食管会計の現実を検討されて、やはり独立採算制ではつきり消費者米価を上げるべきであるということを明確に発表されている。消費者米価を上げたいといふ人をその会の会長にして、それで特別調査会の結論を待つてみると、いう政府の言葉は、国会のうるさい論議さえ済めば、政府の思うつぼの米価上昇は行われるということを予想されるべきであるといふことを、私どもは感づかざるを得ないのであります。一体さようなごまかしをやるべき筋合いじやないじやないです。現に政府は、政府と氣脈を通ずると言つては工合が悪いけれども、政府の御用を務める学者、政府のお先駆をかつぐような生産者団体等の代表者を集めてきます。中央会の会長、これら一連の農業団体、有識者、経験者、たとえば農林中金の理事長、あるいは全国農業協同組合中ならば、これらは全部政府から補助金

をもらつてゐる補助金団体である。補助金団体の代表者を集めて、それで一體政府に反対する正確な意見が出来ると思ひます。そんなことをやられたのではたまたまものじやありません。それだから私どもは、政府は米価をはつきり上げようとしているなどいらことは明確であります。そら結論がなついくと私どもは見ておりますが、そう見るのははなはだ思い過ごしがあると大蔵大臣はお思ひになりますか。この点を明確にしていただきたい。

には、それを土台にして見通しを立てていかなければならぬと思うのです。完全に国会の審議中には、米価は上げないという想定で予算が組まれておりますから、これを土台にしておりますが、国会が済みますや、消費者米価は値上げをされるということになつた場合、この予算といふものは一體どうなりますか。それでも大蔵大臣はかまわぬとお思いになりますか。予算構成の土台がくずれますが、それでもいいとお考えになりますか。そちらはどうお考えになつていますか。これらはどもお考えになつています。○池田国務大臣　米価が上るか上らぬかわかりません。万が一上るにしても、どの程度かわかりません。従いまして、ただいまのところは、お米が上らない、このままでいくものとして一応予算を組んでいます。もしその予定が變ったときにどうするかという問題は、そのときに考えればいいんじやないか、こう私は思つておるのであります。

実として織り込んで考えるわけにはいきないと。仮定理論の上で議論をしておられたんでは議論になりませんけれども、少くともわれわれが今日あらゆる角度から感づくところは、七月末に米価が上つてくる、さらにまた鉄道運賃なりガソリンが値上げをされてくる、これに相応して一般の物価が上昇していく、そういうことになつてきますと、あなた方が予想しております三十二年度の自然増の税収の上にも影響してくるということになつて参りまして、予算全体の執行の上にいろいろ故障を生じてくる事態が起つてくる。そういうことが予想されますから、われわれはこの米価問題というものは、少くとも予算が成立するまでに上げるか上げないか——年度予算を組んでおるのでござりますから、暫定予算ではないのですから、暫定予算ならば、これはあなたの議論でいいのですけれども、われわれは、少くとも年度予算を組んでおる以上は、それを審議しておる以上は、年度間の見通しといふものが明確にせられなければなりません。その年度間において、国民生活やわが国の物価指数や国際收支に大きな影響をもたらし得るところの要素が動くか動かぬかということは、予算審議の上に重大な問題になつてくる問題じやないかと思うのです。そういう点で、どうも大蔵当局の答弁は、私ども予算審議をいたしております者としましては、非常に不安でかなわんです。だから大蔵大臣は、もし七月以降においても大蔵当局の答弁は、私ども予算審

○池田国務大臣 三十二年度の経済界に非常な異変がございまして——私は今までその他の事情によりまして予算執行のこと困るというふうなことがございますれば、これはそのときに考らべきこととござります。これは、予算委員会で申し上げましたこととく、國鉄の運賃が大幅に引き下がりましたことは合理化その他で吸収されて、物価には大して影響はないと考えておりますので、ただいまのところ補正予算その他のことは考えておりません。

○井上委員 あなたは、そういうまことに樂觀的な見通しの上に立つておられるようでござりますけれども、今国会に提出しております三十二年度の補正予算の算の財源は、少くとも國税の自然増を基づいて一つのめどにして予算が組まれておるわけであります。この自然増が三十二年度どうなるか、これは、政府の予算編成や実施の上に重大な影響をやはり持つてきます。私はあなたにお伺いをいたしますが、われわれ社会党の方から、この食管会計の赤字補てんについて、三十三年度、三十一年度の赤字は、ぜひ三十一年度の補正予算で穴埋めをすべきである。しかるに、三十一年度の補正の財源になつておるもの、自然増を対象にして、それで三十一年度の赤字の補てんもせずに、三十二年度、三十三年度の産投特別会計にこれを繰り入れるといふような予算の編成のやり方といふものは、財務当局の、

そろばんをはじいて正確な財政計画を立ててあるあなたとしては、はなはだどうも割り切れない予算の編成の仕方とお思いになりませんか。現実に三十年、三十一年度にそれぞれ赤字が出ておるのです。単に食管だけではありません。地方財政においてしかり、あるいはまた健康保険においてしかり、それぞれ赤字がそのまま残されておる。この赤字の始末を十分にせずに、それで、三十一年度に自然増が予想外にあるからと一うことで、その一部を三十二年度、三十三年度の産投に繰り入れるというような処置が妥当な予算の編成のやり方とお思いになりますか。あなたみたよな、きわめて予算編成のエキスパートといわれ、財政通といわれ、あなたの右に出る者はないといわれるほどのあなたに国民は大きな期待をかけておるのに、その特権を利用しことんでもない予算の編成をするというようなことは、何としてもわれわれとしては見のがすことはできませんが、一体、さようなやり方をして一向差しつかないとあなたはお考えになつてますか、お伺いしたい。

食管会計につきまして根本的に合理化がなされる、そういう場合におきましては、ただいま百六十一億円といわれておりまする赤字も相当動くのではないか、動かないかもしませんが、動くのではないか、という要案を普通の年よりも別に持つてあるわけであります。だから、この際は三十一年度の決算確定を待ち、そしてその前に行われる特別調査会の結論を待つて措置するのが適当であると考えたのであります。しこうして産業投資特別会計資金として三百億円入れましたゆえんのものは、御承知の通り、今年度は相当自然増収が出来ますので、財政に弾力性を持たすという意味で、今年度法律を設けて、そして三十二年度からそれを使っていこう、こういう考え方で進んでおるのであります。

○井上委員 最後に一言大蔵大臣に伺つておきますが、私どもが予算を審議しておりますのは、三十一年度の予算であり、清算の結果でありますて、三十二年度はどうなるかということは、食管会計においては、收支決算は国会には提出されておりません。三十一年度の三月三十一日までに、百六十億円の赤字が三十一年度に見込まれるということを私どもは審議の対象にしております。しかるに大蔵大臣は、三十二年度の分にまたがって、食管がどれだけの赤字を三十一年度に出てくるか、その清算をしてみないとわからぬ、こういう御議論を終始一貫繰り返されておるようでありますけれども、一体さような清算をしてからはじまり赤字を明確にし、あるいはまた黒字を明確にして、その年あるいは翌年度の国会の審議の対象にしたことがあ

りますか。さよならなことはあり得ないのです。七月の末にならなければ食管の清算ができ上らぬ。でき上らぬものを、五月の末に終りますところの国会はできなくなります。われわれは、やはり四月一日から三月三十一日までの年度間の予算なり收支決算を対象にして審議をしているのです。それを飛び越えて、七月末までしからないと清算はわからないのだ、わかつてからだ、あなたはそれでいいからしないけれども、こつちの方はえらい迷惑や。だから、そういう異例を持ち出してきて、いかにもそれが正しいような論議をやらされたのは、国会の審議の対象にはならぬのですよ。私ども国会の審議の便にあなた方が供していただきような処置を講じていただきませんとなつては、国会の審議の便宜に供しておるのは、三月三十一日まで政府が出してきていたる年間の予算、そして前年度の收支決算の見込み額を出してきておりませんから、それ以上にわたる分は、翌年度で清算をして一向差しつかえないのです。あって、翌年度で絶対やることはならぬということになつております。現に三十年度は、補正で一応帳じりを合わしましたけれども、なお三十四億円というものが出来ましたから、本年これをおさらになどするかということで、いろいろ議論をして、政府の方でも補正予算を組むということを明言しておりますように、やはり清算をしたものは絶対に国会は見ないのだということではない。その後に起きました赤字なり黒字は、その後の会計年度で收支を合わせ

それを、何か非常に特別なもののようにお考えになつて、私どもの審議の対象からはずされるということは、私どもが確さを期せなくてもいいではないか。こう私は考えておるのであります。

○池田国務大臣 三十一年度の赤字を補正で組むか組まないかにつきましては、いろいろ議論の存するところございましょうが、先ほど来申し上げたような理由で、私は組まなかつたのであります。従来の前例その他がござりますから、その点は主計局長より御答弁することにいたします。

○森永政府委員 昭和三十二年度の予算の御審議をわざらわすに際しまして、三十一年度末の予定損益計算書を添付してあるわけでございますが、これは審議の御便宜上添付してあるわけですが、でございまして、三十一年度の決算は、これは決算を待ちました後にあらためて御審議を願うわけでございますので、その点をまず御了承いただきたいと思います。

そこで、現在決算見込み上損失見込みがある場合に、それをその年度経過中に補てんするか、あるいは決算確定を待つて補てんするか、これは、補てんをするしないは、財政法上別に原則はございませんが、常例的に考えて、一般会計以外から補てんの場所はなまつては、二様の前例がございますが、三十年度につきましては、ただい

まお話をがございましたように、三十二年度以降についての問題が全然ございませんでしたので、年度経過中に補正予算を組みまして、六十五億補てんしておきましたが、それにもかかわらず、なおかつ三十四億の赤字があふれましたというような格好になつておりました。その前年度、二十九年度はどうかと申しますと、年度経過中にすでに三十億の赤字を生ずる見込みが予定されておりましたが、これはいろいろ問題がありましたので、年度経過中に何らの補てん措置をいたしませんで、決算確定後にこれを措置するという結果になつたわけでござります。その前のいろいろな前例をひっくり返してみますと、両方ございまます。財政法が施行されました直後に、二十三年度のこときも、やはり決算確定後これを補てんするという措置をとつております。なおまた輸入食糧補給金、これは年度中においては、むしろ当初予算に計上しておきましたが、この輸入食糧補給金のごときは、わざわざ計上した補給金を翌年度に繰り越して、決算確定後に実際上の支出をやつておるといふ例もあるくらいでございまして、むしろ常例的に考えますれば、決算確定を待つて、はつきりした金額に従つて補てんするのがよろしいのじやないか、私どもはそら考えておる次第でござります。

清算をしてからやれといふことにした方がほんとうはいいのです。二重の手間が省けてはつきりするでしょう。それならそれで、財政法をそういうよう直ししたい。それならば私は文句を言いませんよ。

○森永政府委員 財政法の規定を読んでみますと、一般会計につきましては、特定の費目以外のものの経費は、借入金でまかなつてはいけないという規定があるわけでござります。それに對するいろいろな例外があるわけございますが、特別会計につきましては、それに対する例外といいたしまして、借入金で経費をまかなつてもいいという規定がある例が非常に多いわけございます。現にこの食糧管理特別会計におきましては、食糧証券を発行できる。その食糧証券の償還期限は、最高一年まで許されておるわけでございまして、食糧管理特別会計におきまして食糧を買付ける資金として、最高一年までの食糧証券で米を買っておいても一向差しつかえないわけでござります。買った場合に、その評価をいたしました結果、若干の損失が出るということをございますが、その損失につきましては、実は規定がないわけでございまして、歳入歳出のつじつまとどう合せるかという面におきまして、食糧会計につきましては、食糧証券を発行できるという規定があるわけござります。従いまして、財政法云々のお話でございましたが、財政法の規定に触れておるということはないわけでありますので、その点は御了承いただきたく思います。

る場合は、政府みずから三十一年度の損益決算はこうなつておるというて私どもに審議の対象の資料を出しておるのですよ。その審議の対象の資料によっておつたのでは、これは予算審議の対象にはなりません。事実上私はそうだけ待つてくれ、こんなことをいわれておつたがいいと言うし、都合の悪いときは暫定で、見込み額で補正をすると言ふ。まさにあなたの方のそろばんのはじき工合、予算の組み方、そのときの政治情勢によつて幾らでも変更されるようなことをされたのでは、これは大へんになると私ども考へて、まして米の値を上げるか上げぬかといふような問題が目の前に控えておるときに、かりに三十一年度産米を三十二年度の会計年度において上げようという場合になつてきますと、できるだけ待ち越した方が得ですから、配給操作その他において、できるだけ三十二年度に貰い上げた米を値上げの時期までじつといろいろな操作をやつて持ちこたえて、その値上げにそれを待ち込むということになれば大へんもうかりますから、ほんとうのことを言うと、そういうことをあなた方考えておりやせぬかと私ども疑うてみるわけです。だから、私どもとしては、この際そういう国民からいろいろ痛い腹を採られるような変なことをせずに、三十一年度の赤字はこれこれということが決算書ではつきり出てきておりますから、それに基いて、その処置を本

は、百六十一億も赤字が出ておるわけです。この赤字は、もう一べん精算をしてみないとわからぬから、精算するまで待つてくれ、こんなことをいわれておつたがいいと言うし、都合の悪いときは暫定で、見込み額で補正をすると言ふ。まさにあなたの方のそろばんのはじき工合、予算の組み方、そのときの政治情勢によつて幾らでも変更されるようなことをされたのでは、これは大へんになると私ども考へて、まして米の値を上げるか上げぬかといふような問題が目の前に控えておるときに、かりに三十一年度産米を三十二年度の会計年度において上げようという場合になつてきますと、できるだけ待ち越した方が得ですから、配給操作その他において、できるだけ三十二年度に貰い上げた米を値上げの時期までじつといろいろな操作をやつて持ちこたえて、その値上げにそれを待ち込むということになれば大へんもうかりますから、ほんとうのことを言うと、そういうことをあなた方考えておりやせぬかと私ども疑うてみるわけです。だから、私どもとしては、この際そういう国民からいろいろ痛い腹を採られるような変なことをせずに、三十一年度の赤字はこれこれということが決算書ではつきり出てきておりま

る場合は、政府みずから三十一年度の年度の自然増によつて解決しておいたる一番いいじゃないか、こういうわけです。われわれは、國民に一番わかりやすいことを言つてゐるわけです。それが、あなた方が回りくどいことを言うてゐる。國民にそんなことを言うたつてわかりやせぬのです。要は、國民のための国会ですから、國民が納得してもらわぬとあきませんから、國民が納得するやり方を主計局としてもやはりやつていただきかねと、あなた方がごちやごちや言つておるから太蔵大臣が迷惑するだけです。これはもう少し、い知恵を出して下さい。

○池田國務大臣 いろいろ御議論はございましょうが、先ほども主計局長より御答弁申し上げましたごとく、私といたしましては、特別調査会も設置せられることでございますので、今回は、従来も慣例がありますし、決算が確定してから廃置することが適当と考えた次第でございます。

○神田(大)委員 この特別調査会の設置は、自民党が米価の値上げを決定して、党内から反対が起きて、それで米価問題を処理するためにやむを得ず調査会を作つて、それに責任を転嫁しようとする便宜的なものであらうと私は思うのです。ほんとうに調査会を作つてこれを調査しなければ、伏魔殿的な食管会計を今まで何年もわからなかつたというような話は、僕はとても聞いていられないと思う。これは、とつくの昔にかわつておる。食管会計の複雑さ、あるいはそれをどうすべきかといふことは、今さら調査会を作るまでもないことである。こういふことは、米価値上げを閣議決定したにもかかわらず、これを引きおろさなければならぬ

年度の自然増によつて解決しておいた
ら一番いいじゃないか、こういうわけ
です。われわれは、国民に一番わかり
やすいことを言つてゐるわけです。そ
れを、あなた方が回りくどいことを言つ
ている。国民にそんなことを言つたつ
てわかりやせぬのです。要は、国民の
ための国会ですから、国民が納得して
もらわぬとあきませんから、国民が納
得するやり方を主計局としてもやはり
やつていただきかねと、あなた方がこ
ちやごちや言つておるから大蔵大臣が
迷惑するだけです。これはもう少しい
い知恵を出して下さい。

○池田國務大臣　米価の問題は重要なことにして、政府の責任において合理的なきめ方をしめる、こういう考え方でござります。す。

○神田(大)委員　それで、特別調査会を作らなければ明瞭にならぬというような理由は、もしさうだとすれば、こ

私も非常に責任を感じておる一人で、さういふことはございませんが、食糧管理特別会計の現状につきましては、この際こそもう一歩踏み込んだ根本的な検討を必要とする。そういう事態と存じまして、政におきましても特別調査会を作つてこれを検討されることになつたわけですが、いまして、その検討が早急に行わるようとしておるこの際には、やはりこれまでの赤字見込み——これはあくまで見込みでございますが、見込みによきましても、その結論は、決算確定後おきめいただいた方が今回の事態に適

るならば、なぜこれを補正予算として組まないか。去年のことと一年遅わないのに、そういうように主計の態度が右したり左したりしたといふことは、一つの政治的な意図を持つてやっているとしか思われない。少くとも財政といふよなものは、そういう政治的なものに左右されるべきものじゃないと思う。一つの筋を通してちゃんと処理すべきものだと私は思いう。そういう点について、あなたは上へればならぬと思うのでありますか。臣と異なる一つの見解を持つていておられることは、どうぞお聞かせください。

○森永政府委員 食糧管理特別会計にいろいろな問題がございまして、その処理につきましては、私は実は三年くらい主計局長をいたしておりますので、この追究の手をのがれるように、腕鬼のことく通過さしておる。ことしは、百六十一億円の食管の赤字についてはやらない、七月にならなくちやわからないといふ、そういう便宜的なことをぬけぬけと言つておる。そういうことは、國民は納得できない。一つ筋道を通じてこの問題を考えてもらいたい。こういう去年の状態とことしの状態に對して、まことに相反する態度をとりました。この点については、主計局長はどうお考えになりますか。

○神田(大)委員 どうも、これは答弁になつておらぬと思う。私の言うのとくすみやかにやりましたが、ことは、去年は、赤字の補てんを脳天のことと、ますやうといふのは、筋道の立たぬまじやなからうかということなんですね。去年も、もちろん決算ができるいなかつたから、ことし三十四億円の赤字がまた出たわけです。三十四億円といふような赤字が決算で出たから、これを補正しようといふことに對しまして、われわれも検討して、ことに對しましては異議を申しておかない。だから、百六十一億円の赤字が出るといふようなことが大体明瞭である

に即して最も適正な処理をいたすことを
が必要であると存じます。その意味で
で、昭和三十一年度のこの赤字見込につきましては、特別調査会の結論を
いしは決算確定を待ちまして処理せら
れるのが至当である、さように考え
次第でござります。

る場合は、政府みずから三十一年度の損益決算はこうなつておるというて私どもに審議の対象の資料を出しておるのですよ。その審議の対象の資料には、百六十一億も赤字が出ておるわけです。この赤字は、もう一べん精算をしてみないとわからぬから、精算するまで待つてくれ、こんなことをいわれておつたのでは、これは予算審議の対象にはなりません。事実上私はそうだと思っておる。あなたの方の都合のいいときには、精算をして明確な数字を出したがいいと言うし、都合の悪いときは暫定で、見込み額で補正をすると言う。まことにあなたの方のそろばんのはじき工合、予算の組み方、そのときの政治情勢によつて幾らでも変更されるようなことをされたのでは、これは大へんなことになると私ども考えている。まして米の値を上げるか上げぬかというよくなな問題が目の前に控えておるときに、かりに三十一年度産米を三十二年度の会計年度において上げようという場合になつてきますと、できるだけ持ち越した方が得ですから、配給操作その他において、できるだけ三十一年度に買い上げた米を値上げの時期までじつといろいろな操作をやつて持ちこたえて、その値上げにそれを持ち込むということになれば大へんもうかりますから、ほんとうのことを言うと、そういうことをあなた方考えておりやせぬかと私ども疑うてゐるわけです。だから、私どもとしては、この際そういう国民からいろいろ痛い腹を採られるような変なことをせずに、三十一年度の赤字はこれこれということが損益決算書ではつきり出てきておりますから、それに基いて、その処置を本

年度の自然増によつて解決しておいた
ら一番いいじゃないか、こういうわけ
です。われわれは、国民に一番わかり
やすいことを言つておるわけです。そ
れをあなた方が回りくどいことを説
いてる。國民にそんなことを言つたつ
てわかりやせぬのです。要は、國民の
ための国会ですから、國民が納得して
もらわぬとあきませんから、國民が納
得するやり方を主計局としてもやはり
やつていただきかねと、あなた方がご
ちやごちや言つておるから大蔵大臣が
迷惑するだけです。これはもう少し
い知恵を出して下さい。

ことに立ち至った政府のいわゆるせつば詰まつた手段にすぎないのじゃなかろうかと思うのでござりますけれども、その点は、どういう動機でこの調査会を作ることになりましたか、お伺いいたします。

○池田國務大臣 米価の問題は重要でござりますから、各方面の意見を徵して、政府の責任において合理的なきめ方をしもう、こういふ考え方でござります。

○神田(大)委員 それで、特別調査会を作らなければ明瞭にならぬというような理由は、もしさうだとすれば、これは今まで政府が非常に怠慢であったのだと私は思う。調査会を作らなければ食管会計の欠陥がわからぬといふような、そういうものじやないと思う。これは、政府の責任のがれのために調査会を作らうといふ一つの手段にすぎない。今井上さんも質問がありましたように、去年は、河野農林大臣は、食管会計の補正予算を、われわれの追究の手をのがれるように、脇鬼のごとく通過さしておる。ことしは、百六十一億円の食管の赤字についてはやらない、七月にならなくちゃわからないといふ、そういう便宜的なことをぬけぬけと言つておる。そういうことは、國民は納得できない。一つ筋道を通じてこの問題を考えてもらいたい。こういう去年の状態とことしの状態に對して、まことに相反する態度をとりました。この点について、主計局長はどうお考えになりますか。

○森永政府委員 食糧管理特別会計にいろいろ問題がございまして、その処理につきましては、私は実は三年ぐら

私も非常に責任を感じておる一人で、さういふ事態と存じまして、改めておきましても特別調査会を作つて、それを検討されることになつたわけでございまして、その検討が早急に行われようとしておるこの際には、やはりなつた年度の赤字見込み——これはあくまでも見込みでございますが、見込みにございましても、その結論は、決算確定額にこれをどう処理するかということを考慮するときも見込みでございまして、それらの点につきましては、先ほど申し上げて、それらの点につきましては、先ほど申し上げて、その点につきましては、先ほど申し上げて、今回の措置は、どうぞ大臣からお答えがございました通りでござります。なお過去の前例その他につきましては、先ほど申し上げて、通りでございまして、今回の措置は、何ら財政法に違反するようなものではないということを確認いたしております。

るならば、なぜこれを補正予算として組まないか。去年のことと一年しないのに、そろそろ主計の態度が右したり左したりしたといふことは、一つの政治的な意図を持つてやっているとしか思われない。少なくとも財政というようなものは、そういう政治的なものに左右されるべきものではないと思う。一つの筋を通じてちゃんと処理すべきものだと私は思はう。そういう点について、あなたは上位と異なる一つの見解を持っていなればならぬと思うのですが、この点はどうありますか。

から、これを並べることにします。いろいろ理屈は立ちませんよ。もしその理屈を言うとするならば、政府は食糧管理調査会に米価の値上げをすべきであるといふような結論を出させて、その上に乗つて、そういう口実を作つて、百六十一億円の三十一年度の赤字まで一緒にそこへ含ませようとする陰謀を持つておるから、この問題を第二次補正でもつて補おうとしないのだろうと思うのでございますが、あなたがの言う理屈ではどうにも筋が立たぬと思う。大臣はどう思いますか。

○池田國務大臣 今までいっただなれば、一応見通しとして百六十一億円出しまゝ。しかし先ほど来申し上げましたごとく、どうなるかわかりません。われわれには、米が上のるか、あるいは上のらないかわかりません。そういう重要な問題がありますので、財政当局といいたしましては、從来も數多い例があることございますから、今回は決算が確定してから措置することが適当であると考えたわけでござります。

○神田(大)委員 たとい米が上るうが止まるまいが、できました百六十一億円の赤字といふものは、これは現実なんですか。まずから、これを補正するのに、食管の特別調査会でもつて結果を出すまで待つといふようなこと自体が間違つておるのぢやないですか。百六十一億円の赤字とこれとは何ら関係がない。それでは、もし食管の特別調査会でもつて調査の結果、百六十一億円の赤字といふものに対しまして、これ根本的に間違つてあるといつたら、これを補うといふ考え方を持つておるのですが、そういうことは、実際問題としてできなことですから、

ものは、食糧管理特別調査会の結論と切り離して処理すべきが筋の通った話であります。ところが、そういうものを関連しておるということになりますと、この食糧管理特別調査会といふものが、まことにどうも政府のかいらしい機関であるというように推察されてもやむを得ない。こういうふうに考えられるのでございまして、これを切り離すべきであると私は思うのでござりますが、大臣はどう思ひのですか。

○池田國務大臣 先ほど来御答弁申し上げた通りでございまして、百六十一億円は一応見通してございます。予定でございます。従いまして、特別調査会におきましてどないう結論が出ますか、もし消費者米価は今までずっといくのだということになりますれば、百六十一億円というのが一応見通しになりますよう。しかしそれにいたしましても、いろんな点で三月三十一日の輸入の支の価格等によりましてある程度動くかもわかりません。そういうことで、いろんな点を考えて、今年は特に調査会の問題もございますので、決算確定後に措置すればいいのではないか、措置することが適当であるという結論に達したのであります。

○神田(大)委員 まことにどうも筋の通らぬ話であると思うのでござりますが、われわれは、百六十一億円を確定しておらなくとも、これはやむを得ないかことだと思ふ。現に確定しなくてもちゃんと補正しておる。ところが、百六十一億円というような大金を現在補正しなくちやならぬような立場になつておりながら、確定しないから補正是できないというような筋の通らないこ

ころに、何かどうも食管特別調査会にからんで、これを適当に処理しようとするような政府の意図が見られる。もは三十一年度の食糧には影響はないでしょ。それとも、さかのぼって米の値上げをやるつもりでござりますか、その点をお聞かせ願いたい。

○池田国務大臣 すでに食管会計から充り払つてしまつたお米について、さかのぼつて値上げをするといふようなことは、できっこないことであります。私が、百六十一億円といふものは予定でございまして、実際は動く場合があると言つことは、もし万一特別調査会の方で消費者米価をあげたといたします、そうすると、七月三十一日の決算のときには、三月三十一日の在庫品につきましての評価をその値段でやるわけでございます。そういたしますと、今三月三十一日から持ち越した米を高く売るということになれば、在庫品がそれだけ値上がりいたします。そうした場合においては、百六十一億円が動くのでござります。値上りせぬ場合におきましては、外そその他のそのときの時価の評価でいきますから、その点が不安定要素になります。しかし、特に内地米につきましては、そういうことが起り得ますから、百六十一億といふのは一応の見通しでありますと言つておるのであります。

こういは理屈は、私はどうも立たぬと思うのです。あくまでも予算というものは、現実によってこれをやるんです。七月になつて上るんだか下るんだか、そんなことはわからないでしょ。そういうわからないことを仮定して現在の予算審議をゆるがせにすると、いうことは、断じて許せません。その点はどう考りますか。

○池田國務大臣 その年度の赤字見込額をその年度の補正でやるかやらないかといふ問題につきましては、従来、主計局長が言つておりましたごとく、いろいろのやり方がある。埋める場合もありますし、埋めぬ場合もあります。しかし、そういうときには、一応次の年度におきまして、米価その他について変更はないという予定のものと、ときでも、組んだり組まなかつたりでござります。しかるに、先ほど來御説明申し上げまするがとく、三十二年度において特別調査会を設け、食管会計の将来のあり方について再検討をする場合でござりまするから、いつもの例より違つております。従つて今回は組まない。組まなきやならぬときまつてゐるのではない、組まない場合も相当多い。そういう場合には、多い方の例によつても差しつかえない、こう考えたのであります。

○神田(大)委員 これは、なるほど食管会計の問題についていろいろの変更があるでしょ。あるでしょけれども組まない場合と組む場合があると言いますが、これは組むべきが至当であつて、組まないといふようなことがもし前にあつたといたしますれば、こ

かかわらず、それを補正しないでそのままやり過ごすといふようなことは、これは財政的見地からしてもやるべきじゃないと私は思うのです。大臣は、もう大臣は価格を上げるんだということを腹の中できめてかかっているのではないかと思うのですが、そういう点は、一つ正面に披露していただきたいと思います。

○池田 国務大臣　米の値段につきましては、全然白紙でございます。

○森永政府委員　今問題になつておりますのは、食管特別会計でございますが、少し他の特別会計の例をあげまして、従来の取扱いを御説明申し上げたいと存じます。一般会計と特別会計は、これはもう別個の会計でございまして、一般会計に赤字が出た場合は、そのときの事情でそれをどう処理したらしいかということを、そのときどきにおいて考えなくちやならぬ、そういうことだと存じます。たとえば健康保険特別会計の例を申し上げますと、二十九年に四十三億の損失が出ております。この健康保険の赤字を一体一般会計が無条件に補填すべきかどうか、そこにはいろいろ問題がございました。そこで三十年度の予算編成の際には、この二十九年度の赤字四十三億と三十年度に予想される赤字二十一億とを合せまして六十四億、この六十四億は一応借入金に依存する、つまり損失のまゝまゝれを置きまして、これを六力方にわたって処理するというよらな方針を立てたわけでございます。その意味では、この健康保険特別会計の赤

字はそのまま放置されておりまして、
長期計画でこれを処理するといふよ
なことにもなつておるわけございま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時七分散会

このように、特別会計の赤字の処
理につきましては、その会計の性質、
あるいは赤字の性質その他いろいろな
事情を考えて、そのときどきの事情で
最も適正な処理をいたすべきかと存す
るわけでございます。三十一年度の食
糧管理特別会計の予定損失につきまし
ても、先ほど来大臣から御答弁があり
ますよろな事情で、決算確定後の処理
にこれをゆだねておるわけでございま
して、從來の取扱いその他から考えま
して、何らそこには問題はない私ど
もは考えておる次第でございます。

○神田(大)委員 大臣は、參議院の方
に行かなくちゃならぬから、私はこの
問題についていろいろ質問があります
けれども、これを一応保留いたしまし
て、あとの機会にこれをやりたいと思
います。ただ一つだけ言つておきます
が、今主計局長が言つたように、その
ときどきでもつてこの解釈を違わして
おるようですが、ことしの場
合のこととは、食管会計の特別調査会
ができるいろいろと問題があるからこ
そ、かえつてこの百六十一億円はこと
し埋めておいた方が、これは国民に疑
惑を持たれなくても済むのではない
か、私はあべこべにこれは埋めるべき
であるといふよろな筋をとつております。
私は、その問題等につきまして
は、この次の機会に一つ大臣に質問い
たしますから、一応本日の質問はこれ
で終ります。

○山本委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明二十九日午前十時三十分よ
り開会することといたします。

〔参考〕

昭和二十八年度から昭和三十一年度
までの各年度における国債整理基金
に充てるべき資金の繰入の特例に関する
法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年二月二十一日印刷

昭和三十二年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局